

名古屋市発掘調査排土工事標準仕様書

第1 総則

- 1 本仕様書は、名古屋市教育委員会が発注する発掘調査に伴う排土工事に係る名古屋市工事請負契約書及び設計図書の内容について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 請負人は、本仕様書の適用にあたっては、「名古屋市工事請負契約約款」（以下「約款」と称す。）に明示された監督・検査体制のもとで、施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負人はこれら監督、検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書、特記仕様書並びに設計書に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。
- 4 特記仕様書、設計書、標準仕様書の間に相違がある場合、または設計図からの読み取りと設計図に書かれた数字が相違する場合は、請負人は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2 用語

- 1 監督員とは、約款に従って本市が設置する監督員である。請負人は、原則として監督員に指示、承諾、通知、立会いを受け、また、監督員と協議することとする。
- 2 契約図書とは契約書および設計図書をいう。
- 3 設計図書とは設計書、設計図、特記仕様書、標準仕様書をいう。
- 4 指示とは、監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について原則として書面により示し、実施させることをいう。
- 5 承諾とは、設計図書で明示した事項について、本市若しくは監督員または請負人が原則として書面により同意することをいう。
- 6 通知とは、本市または監督員と請負人または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 7 立会いとは、設計図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 8 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、本市または監督員と請負人が対等の立場で合議し、結論を得ることという。
- 9 検査とは、検査員が請負人の施工になる工事の終了を確認し、又は工事目的物を設計図書と照合して確認し契約の適正な履行を確保することをいう。
- 10 現場とは、工事を施工する場所として設計図書に明確に指定される場所をいう。

第3 法令の遵守と官公署への手続き

- 1 請負人は工事の施工にあたり、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な運営を図るとともに、諸法令の運用適用は、請負人の責任において行わなければならない。
- 2 工事施工のために必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出等は、原則として請負人の責任において法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 請負人は、上記2に規定する届出等の実施にあたっては、その文書を事前に提示し、監督員に内容の確認を受けなければならない。

第4 立会い、確認

請負人は、設計図書にあらかじめ示された工事工程ごとに、監督員の確認を受け、所定の報告を提出しなければならない。

第5 工事完了検査等

- 1 請負人は、工事の出来高検査、完了検査にあたっては現場代理人等が立会いのうえ、検査を受けなければならない。
- 2 請負人は、検査のために必要な資料の提出、測量、その他の処理につき検査員の指示に従わなければならない。
- 3 本市が、国等の検査を受検するにあたり、必要に応じて協力を依頼することがある。この場合、請負人は担当課・公所と協議し協力するものとする。

第6 契約不適合責任

- 1 請負人は、工事目的物に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負人の負担によりその補修を行うものとする。ただし、補修に代えて損害の賠償を請求したときは、この限りでない。
- 2 施工内容が契約内容と相違している場合は、請負人は責任を免れ得ないものとする。
- 3 契約不適合責任に基づく請求の内容及び請求期間は、約款第40条、第51条に示すものとする。

第7 工事の下請負人の保護等

- 1 請負人は、工事に下請負人を使用する場合、工事下請負届を本市に提出し、「建設業法遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点」（平成20年9月 国土交通省総合政策局建設業課）、「下請契約及び下請け代金の支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成30年12月 国土交通省土地・建設産業局長）を遵守して、下請、下請労働者の保護を図りつつ、工事を適正かつ円滑に施工しなければならない。

第8 工事施工

- 1 請負人は、あらかじめ工事实施に必要な施工計画書を監督員に提出しなければならない。施工計画書には、次の事項について記載するものとする。
 - (1) 計画工程表
 - (2) 現場組織表
 - (3) 緊急時の体制
 - (4) 交通管理
 - (5) 安全管理
 - (6) 環境対策
 - (7) その他
- 2 請負人は、約款第9条に定める現場代理人等を設置し、その名簿を上記の現場組織表に記載するものとする。
- 3 仮設工
 - (1) 工事用仮設物は、特に設計図書に指定しているものを除き、請負人の責任において、現場の状況に応じて適切なものを設けなければならない。
 - (2) 請負人は、仮設物を常時点検して修理又は補強をし、その機能を十分に発揮できるようにしなければならない。
 - (3) 請負人は、仮設物の不完全又は管理不良のために事故が発生した場合には、一切の責任を負わなければならない。
- 4 土留工
 - (1) 請負人は、設計図書に指定がある場合を除き、掘削する土質に応じて適切な土留を設置しなければならない。
 - (2) 請負人は、掘削排出土について場内積置きを指示されている場合には、積置土が流出しないように配慮し、必要があればそのための土留を設置しなければならない。
 - (3) 土留工は、堅固に築造し、それに作用する土圧及び調査工事期間中における降雨等による条件悪化に耐える構造でなければならない。
 - (4) 土留工は、工事終了後は直ちに取り払い、土砂を充填して原形に復旧しなければならない。
 - (5) 隣接工作物に接近して土留工を施工するときは、隣接工作物に影響を与えないように注意して施工しなければならない。
- 5 仮通路
官公所、学校、病院、工場等の出入り口並びに本市の指定する箇所及び一般家屋に隣接して掘削する箇所には、交通に対して安全な構造と幅員を有する仮橋、仮道路又は仮柵等を設けなければならない。
- 6 土工
 - (1) 掘削の方法は原則として設計図書に示された方法によらなければならない。ただし、監督員の指示があった場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に指示された各工程の終了時には、所定の出来高確認を行い、監督員に報告しなければならない。
 - (3) 埋め戻しは、設計図書に特に指定がある場合を除き、発生土での埋め戻しとする。
- 7 その他工事
発掘調査のためだけに特に土留工を施工する場合、道路での発掘調査工事終了後、仮復旧して道路管理者又

は占用者による本復旧までの間仮道路として一般共用される場合の道路復旧の施工あるいは発注者との協議により土木一般・公園工事に相当する工事を施工する場合については、「土木工事標準仕様書」（名古屋市長政土木局令和3年4月）によるものとする。

第9 監理技術者等（主任技術者等）

- 1 請負人は、現場に主任技術者等を設置し、当該工事現場における工事の施工上の技術管理をしなければならない。
- 2 主任技術者等は請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。恒常的な雇用関係としては、入札日以前に原則3ヶ月以上の雇用関係が必要である。

直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義がある場合には、技術者等の健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。）、請負人の発行する健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、技術者等の市町村民税等の特別徴収税額の通知書の写し、当該技術者等の工事経歴書などの提出を求めることがある。

- 3 主任技術者の資格は、次表の基準を満足しなければならない。

学 歴 等	実務経験
高等学校(専門学校)の指定学科卒業	5年以上
大学(短大を含む)・高等専門学校の指定学科卒業	3年以上
その他	10年以上
国土交通大臣認定者 ①実務経験者 ②1級及び2級国家資格者等	—

- 4 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工および契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人であるが、主任技術者をかねることができる。

第10 工事現場管理

1 工事中の安全確保

- (1) 請負人は、建設業や土木業の安全施工管理に関する国の指針を参考にして、常に工事に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- (2) 請負人は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）に準拠して災害の防止を図らなければならない。
- (3) 請負人は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、風に対しても注意を払わなければならない。
- (4) 請負人は、原則として、雨天及び交通渋滞等施工条件が悪い場合には、施工を休止するものとする。
- (5) 請負人は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

2 交通安全管理

- (1) 請負人は、道路において工事を行う場合は、「名古屋市道路管理規則」を遵守し、「承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準」及び「地下埋設物による事故防止要綱」に従って工事を施工し、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第2号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事の保安対策の手引き」（名古屋市長政土木局 平成19年4月、平成26年6月一部改訂）等に従って標示施設、防護施設及び証明施設を設置して、道路交通及び地下埋設物の事故を防止し、交通を安全かつ円滑に確保しなければならない。
- (2) 請負人は、工事期間中、安全巡視を行い、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう日々の点検を行うとともに、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保しなければならない。
- (3) 請負人は、工事現場が隣接または同一場所において、別途工事がある場合は、工事の安全管理について常に関係者間の連絡及び調整を図らなければならない。
- (4) 請負人は、工事区域の適切な位置に工事内容、工事の期間、事業者及び施工者名、問合せ先等を記入した工事説明板を設置しなければならない。
- (5) 請負人は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入を禁止する場合、柵、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標識板等を設けなければならない。

- (6) 保安等の電源に電力を使用する場合は、停電等に対処できる保安灯等を併用したり、反射標識を設置するなどして安全を確保するものとする。
- (7) 請負人は、工事の施工に伴って、工事車両の出入り口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- (8) 請負人は、交通誘導員のうち 1 人は有資格者(公安委員会の検定資格者)としなければならない。
- (9) 請負人は、交通誘導員の有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通・整理の実務経験 3 年以上の者としてすることができる。ただし、公安委員会が有資格者を義務付けている指定路線に交通誘導警備員を配置する場合は、有資格者でなければならない。
- (10) 請負人は、交通誘導警備員を定めたときは、公安委員会の検定資格の写し、経歴書等を、監督員に提出しなければならない。

3 公害の防止

- (1) 請負人は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において、十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 土木工事に使用する建設機械の選定・使用等については、「土木工事標準仕様書」（名古屋市長政土木局令和 3 年 4 月）の規定に準拠することとするが、設計図書に建設機械が指定されている場合には、請負人は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、請負人は、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

4 既設構造物の保全

- (1) 請負人は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (2) 請負人は、必要があれば構造物管理者と立会いを行うなどして確認した構造物を故意又は過失により損傷させた場合は、直ちに復旧又は賠償を行わなければならない。
- (3) 工事用車両の出入りのため、既設構造物を撤去し、又は損傷を与えた場合は、原形若しくは同等以上に復旧するものとする。

5 資材等の運搬経路

請負人は、工事用運搬経路として一般公衆の通行のように供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を及ぼした場合は約款の第 28 条によって処置するものとする。

6 住民の苦情と工事現場の美化

- (1) 請負人は、工事中周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、誠意をもってその対応にあたり、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (2) 請負人は、現場周辺の作業環境等の改善に気を配り、現場周辺の美化にも努めるものとする。

7 その他

- (1) 請負人は、工事施工中監督員の許可なくして流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすような施工方法をしてはならない。

第 11 臨機の措置

請負人は、災害防止等のため緊急に処置しなければならないとき、または工事中に災害が発生した場合には、速やかに臨機の措置を取らなければならない。また、請負人は、措置を取った場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

第 12 後片付け

請負人は、工事の全部または一部の完了に際して、その責任と費用負担において、一切の請負人の機器、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、又は処分をしなければならない。